

2016 年 3 月 25 日 全 6 頁

FinTech、仮想通貨などを巡る 銀行法等改正法案の概要

5%ルール、グループ経営管理、仮想通貨交換業者など

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2016 年 3 月 4 日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。
- 同法案には、金融審議会のワーキング・グループなどでの議論を踏まえて、①金融グループの経営管理における銀行持株会社等が果たすべき機能の明確化、②金融グループ内の共通・重複業務の集約等の容易化、③金融関連 IT 企業への出資の柔軟化、④プリペイドカード利用についての苦情処理体制の整備、⑤仮想通貨への対応（仮想通貨の売買などを業として行う仮想通貨交換業者に対する登録制・規制等の導入）などが盛り込まれている。
- 公布日から起算して 1 年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

はじめに

2016 年 3 月 4 日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」（以下、銀行法等改正法案）が、第 190 回国会に提出された¹。

これは、次の金融審議会のワーキング・グループの報告などを踏まえて、銀行法、資金決済に関する法律（以下、資金決済法）などの改正を行なおうというものである。

○金融審議会 金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキング・グループ報告～金融グループを巡る制度のあり方について～（平成 27 年 12 月 22 日）² （以下、金融グループ制度 WG 報告）

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）に掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-1.html）に掲載されている。

○金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ報告～決済高度化に向けた戦略的取組み～（平成 27 年 12 月 22 日）³（以下、決済高度化 WG 報告）

後述するように、銀行法等改正法案は、決済高度化 WG 報告を受けて、いわゆる仮想通貨に関連する改正内容を盛り込んでいる。これを指して、一部の論者・報道などには、「仮想通貨を解禁」、「仮想通貨を通貨と認める」といった論調が見受けられる。しかし、これはミスリーディングな表現だろう。

今回の銀行等改正法案による資金決済法の改正は、正確には、（資金決済法上の）「仮想通貨」の定義を行い⁴、仮想通貨の売買などを業として行う仮想通貨交換業者に対して登録制を導入し、マネーロンダリング防止や利用者保護などのための規制等を整備するという内容である。仮想通貨について、これまで使用が禁止されていたものが「解禁」されるわけでもなければ⁵、貨幣や銀行券と同様の「通貨」・「法貨」と認められるわけでもない（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 2 条、日本銀行法 46 条など参照）。その意味でも、今回の仮想通貨に関連する改正を説明する場合、金融分野における「仮想通貨に係る法制度の整備」⁶という表現がより適切であろう。

銀行法等改正法案のポイント

銀行法等改正法案の内容は多岐にわたるが、主なポイントをまとめると次のようになる。

1. 金融グループにおける経営管理の充実（銀行持株会社の機能の明確化）

○銀行持株会社（及びグループ頂点の銀行）が、そのグループの経営管理において果たすべき

³ 金融庁のウェブサイト（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20151222-2.html）に掲載されている。

⁴ 具体的には、次のように定義されている（銀行法等改正法案に基づく資金決済法 2 条 5 項）。

「この法律において『仮想通貨』とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定多数の者に対して使用することができ、かつ、不特定多数の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの
二 不特定多数の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの」

大雑把に言えば、モノやサービスの購入などに使用したり、そのものの自体の売買を行ったりすることができるので、電子的に移転可能な電子情報としての財産的価値や、そうしたものと相互に交換できる電子的に移転可能な電子情報としての財産的価値、ということになるだろう（ただし、法定通貨等は除かれる）。

⁵ なお、国際的にみると、仮想通貨の使用が禁じられている国もあるようだ。2015 年 11 月 16 日開催金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」（第 4 回）資料 1「事務局説明資料」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/kessai_wg/siryoku/20151116.html）p. 2 など参照。

⁶ 金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）pp. 7-9（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/190/01/setsumei.pdf>）。

機能を下記のように明確化する（銀行法等改正法案に基づく銀行法 16 条の 3、52 条の 21）。

—グループの経営の基本方針等の策定及びその適正な実施の確保

—グループに属する会社相互の利益相反の調整

—グループの法令遵守体制の整備

—上記のほか、グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

2. 共通・重複業務の集約を通じた金融仲介機能の強化

(1) 持株会社による共通・重複業務の執行（銀行持株会社の業務範囲）

○銀行持株会社グループに属する複数の会社（注1）に共通する業務であって、（その業務を）銀行持株会社が行うことが、そのグループの業務の一体的かつ効率的な運営に資する一定の業務（注2）を、その銀行持株会社自身が実施することを可能とする（注3）（銀行法等改正法案に基づく銀行法 52 条の 21 の 2）。

○前記の銀行持株会社への業務の集約には、あらかじめ、内閣総理大臣の認可が必要である（同前）。

(2) 子会社への業務集約の容易化（業務委託先管理義務の見直し）

○銀行持株会社グループに属する複数の会社（注1）が、共通する業務をそのグループに属する他の会社（業務委託先）に委託する場合、本来であれば、（委託元の）各子銀行に課される委託先管理義務（業務の的確な遂行を確保するための措置を講じる義務）を、銀行持株会社に一元化することを可能とする（銀行法等改正法案に基づく銀行法 12 条の 2 第 3 項）。

(3) グループ内の資金融通の容易化（アームズ・レングス・ルールの緩和）

○同一の銀行持株会社の子銀行同士で取引等を行う場合、銀行の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたときは、いわゆるアームズ・レングス・ルール（特定関係者との間の取引等の規制）を適用しないこととする（銀行法等改正法案に基づく銀行法 13 条の 2）。

○前記の改正が実現した場合、例えば、アームズ・レングス・ルールに基づく利率とは異なる社内レートで、グループ内の子銀行同士の資金融通が可能になると説明されている（注4）。

3. ITの進展に伴う技術革新への対応

(1) 金融関連 IT 企業等への出資の容易化（いわゆる 5 %ルールの緩和）

○銀行又は銀行持株会社は、金融関連 IT 企業等（情報通信技術その他の技術を活用した銀行

業の高度化若しくは利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社）の議決権について、基準議決権数（銀行：5%、銀行持株会社：15%）を超える議決権を取得・保有することができることとする（銀行法等改正法案に基づく銀行法16条の2、52条の23など）。

- 前記の基準議決権数を超える議決権の取得等には、原則として、あらかじめ、内閣総理大臣の認可が必要である（同前）。

(2) 決済関連事務等の受託の容易化

- 銀行・銀行持株会社が子会社とすることができる「従属業務」を営む会社（主として銀行等・銀行持株会社等の営む業務のためにその業務を営む会社）について、「従属業務」を営んでいるかどうかの基準を見直す（銀行法等改正法案に基づく銀行法16条の2第11項、52条の23第10項など）。

- 前記の改正により、「従属業務」を営む会社に求められる収入依存度規制（現行、親銀行グループからの収入が50%以上であること等が必要）を緩和し、（グループ外からの）システム管理などの業務の受託を容易にすることが想定されている（注5）。

(3) ICチップを利用した前払式支払手段（プリペイドカード）における表示義務の履行方法の合理化など

- 前払式支払手段（プリペイドカード）に係る支払可能金額等の情報の利用者に対する提供方法について、規定の合理化を行う（銀行法等改正法案に基づく資金決済法13条など）。

- 多様な形態のプリペイドカード（例えば、時計型のネット端末）が登場する中で、プリペイドカードが電子端末である場合などには、上記の情報提供を、インターネットで行うことを許容する趣旨とされる（注6）。

(4) 前払式支払手段発行者（プリペイドカードの発行者）の苦情処理体制の整備

- 前払式支払手段発行者（プリペイドカードの発行者）は、前払式支払手段（プリペイドカード）の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置（苦情処理体制）を講じなければならないことを明確化する（銀行法等改正法案に基づく資金決済法21条の2）。

- 電子マネーを利用した取引における悪質な加盟店による消費者の被害事例などを踏まえた消費者委員会の建議（注7）を受けたもの。

4. 仮想通貨への対応（仮想通貨交換業に係る制度整備）

(1) 登録制の導入

- 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換等を業として行うことを「仮想通貨交換業」と定め、登録制を導入する（銀行法等改正法案に基づく資金決済法 63 条の 2～7 など）。
- すなわち、仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者（仮想通貨交換業者）でなければ、行うことは許されず（同 63 条の 2）、違反者は刑事罰の対象となる（同 107 条 5 号）。

(2)（仮想通貨交換業者の）業務に関する規定、監督規定の整備（利用者保護のためのルールの整備等）

- 「仮想通貨交換業」の登録を受けた「仮想通貨交換業者」に対して、次のような利用者保護のための規制などを整備する。
 - 情報の安全管理（銀行法等改正法案に基づく資金決済法 63 条の 8）
 - 利用者に対する情報提供（取り扱う仮想通貨と本邦通貨・外国通貨との誤認防止、手数料等の仮想通貨交換業に係る契約内容など）（同 63 条の 10）
 - 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理（注 8）（同 63 条の 11）
 - 仮想通貨交換業者に関する金融 ADR 制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）の導入（同 63 条の 12、99 条～101 条など）
- 仮想通貨交換業者に対する当局による次のような監督規定を整備する。
 - 帳簿書類の作成・保存（同 63 条の 13）
 - 事業報告書（注 9）の当局への提出（同 63 条の 14）
 - 立入検査等（同 63 条の 15）
 - 業務改善命令等の処分権限（同 63 条の 16 など）

(3) マネーロンダリング、テロ資金供与対策

- 仮想通貨交換業者に対して口座開設時における本人確認義務などを適用する（銀行法等改正法案に基づく犯罪による収益の移転防止に関する法律 2 条 2 項 31 号など）。

(4) 認定資金決済事業者協会

- 仮想通貨交換業者についての法令に基づく自主規制団体設立の観点から、認定資金決済事業者協会に関する規定を見直す（銀行法等改正法案に基づく資金決済法 87 条など）

5. その他

(1) 外国銀行代理業務に関する特則

○銀行等が外国銀行代理業務を行なおうとする場合、委託元である外国銀行ごとの個別の認可のほか、外国銀行グループごとの包括的な認可によることを可能とする特例を定める（銀行法等改正法案に基づく銀行法 52 条の 2 第 2 項）。

(2) I T の進展を踏まえた電子記録債権制度の見直し（電子記録債権の移動）

○異なる電子債権記録機関間での電子記録債権の移動を可能とするために、ある電子債権記録機関の（電子記録債権の）記録を他の電子債権記録機関に移行するための手続等を規定する（銀行法等改正法案に基づく電子記録債権法 47 条の 2～47 条の 5 など）。

（注 1）銀行を含む場合に限る。

（注 2）具体的な対象業務は、内閣府令に委任されている。現時点では、「グループ全体の資金運用や共通システムの管理など」が想定されているようだ（金融グループ制度 WG 報告 p. 6。脚注 6 の金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）p. 2 など参照）。

（注 3）現行法の下では、銀行持株会社の業務は、原則、子会社の経営管理に限定されている（現行銀行法 52 条の 21 第 1 項）。

（注 4）脚注 6 の金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）p. 3 など参照。

（注 5）脚注 6 の金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）p. 5 など参照。

（注 6）現行法の下では、「当該前払式支払手段に係る証票等」又は「当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物」（一体物）の交付の有無によって、情報提供の手段が定められており、インターネットによる情報提供は、証票等又は一体物の交付がない場合に許容され、交付がある場合には、その証票等又は一体物に表示することが義務付けられている（現行資金決済法 13 条）。これに従えば、例えば、腕時計型や指輪型の「電子端末型プリペイドカード」の場合、その腕時計や指輪自体に支払可能金額などを表示しなければならないと解されていた（脚注 6 の金融庁「『情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案』に係る説明資料」（平成 28 年 3 月）p. 6）。

（注 7）消費者委員会「電子マネーに関する消費者問題についての建議」（平成 27 年 8 月 18 日）。

http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2015/0818_kengi.html

（注 8）分別管理の状況について、定期的に公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

（注 9）事業報告書には、財務に関する書類、それについての公認会計士又は監査法人の監査報告書などを添付しなければならない。

施行日

銀行法等改正法案の主要部分は、公布日から起算して 1 年を超えない範囲の政令指定日から施行することが予定されている（銀行法等改正法案附則 1 条）。